

令和2年度高知県起業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県起業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、起業の推進を図るため、事業化に向けた試作品（プロトタイプ）の構築、各種調査、検証等を行うことを通じて、より顧客に求められる商品等へと磨き上げを行うことを目的として、起業準備を具体的に進めている起業希望者に対し、事業アイデアを実際に顧客に提供するサービス、商品等へと磨き上げていく際に必要となる経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助事業者、補助事業の内容、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、令和3年2月15日までに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき又は県税の滞納があるときを除き、予算の範囲で補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。

2 補助金交付の適否の判断に当たっては、こうちスタートアップパークにおける「起業相談窓口担当者」による評価を行い、その意見を踏まえて補助金の採択又は不採択を決定するものとする。

3 前項の評価基準は知事が別に定める。

4 補助事業を不採択とする場合は、別記第3号様式による補助金不採択決定通知書により通知する。

5 知事は、第1項の規定による決定に当たって、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

6 知事は、前項に定めるもののほか、同項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を作成し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による補助金変更(廃止)承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 総事業費の増額又は補助金額の増額
- (4) 補助金額の20パーセントを超える減額

2 知事は、補助金変更(廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否について決定を行い、別記第5号様式による補助金変更(廃止)承認通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月末日(3月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)のいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 知事は、前項の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る

補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第7号様式による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(消費税の仕入控除)

第9条 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であつて、前条第1項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であつて、前条第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第8号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第9号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令若しくはこの要綱の規定又はこれらの規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をした場合

(4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(事業成果のフォローアップ)

第12条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から5年間事業成果についてフォローアップを受け

るものとする。

- 2 知事は必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条、第9条第2項、第11条、第12条及び第14条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助事業の内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
<p>こうちスタートアップパーク（起業支援事業）における実践レベルの会員</p>	<p>事業化に向けた試作品（プロトタイプ）の構築、各種調査、検証等を行うことを通じて、事業アイデアを実際に顧客に提供するサービス、商品等へと磨き上げていく取組</p>	<p>事業化に向けた試作品（プロトタイプ）の構築、各種調査、検証等に必要経費で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金 ・賃金 ・旅費 ・需用費 ・原材料費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・負担金 	<p>補助率 2/3 限度額 20万円</p>

※補助対象とならない経費（例示）

- ・汎用性が高く、使用目的が本業務の遂行に必要なものと特定できない物の調達費
- ・ホームページ制作費
- ・振込手数料及び代引き手数料
- ・公租公課（消費税及び地方消費税）及び各種保険料
- ・その他検証目的ではないもの

別表第2（第5条、第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。